

今後の国土の幹線となる道路に関する制度等のあり方について (回答様式)

【アンケートの対象とする道路】

以下のアンケートのうち、

- ・1については、高速道路会社の管理する高速道路についてお答え下さい。
- ・2、3、4については、高速自動車国道をはじめとした国土の幹線となる道路(直轄国道を含む:以下「国土幹線道路」とする)についてお答え下さい。

注)文中で【別紙 〇】とあるのは、別紙参考資料を指します。回答の参考にして下さい。

注)文中で【資料 p 〇】とあるのは、第1回国土幹線道路部会(平成24年11月20日)の配付資料を指します。下記 URL よりダウンロードし、回答の参考にして下さい。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/road01_sg_000115.html

自治体名 滋賀県

1. 今後の料金制度のあり方

高速道路会社の管理する高速道路の料金については、民営化時の割引導入後、経済対策で追加された利便増進事業による割引の期限が平成25年度末となっています。このため、今後、料金割引の見直しを行う必要があり、あわせて、料金体系を利用者にとって公平でわかりやすいものに再編することについても考える必要があります。そこで、今後の料金制度のあり方について、質問します。

問1-1 今後の料金制度については、高速道路のあり方検討有識者委員会がとりまとめた「今後の高速道路のあり方 中間とりまとめ」(平成23年12月9日)(以下、「中間とりまとめ」とする。)において、

今後の料金制度の基本的な考え方
(基本となる考え方)

- ・公正妥当な料金の実現と低減への努力
- ・安定的でシンプルな料金制度の構築
- ・弾力的な料金施策等による交通流動の最適化

(具体的な方向性)

- ・料金制度のあり方: 対距離料金を基本とし、水準(料率)は全国で共通
料率を高くする区間でも、他区間と大きな料金差とならないよう留意
交通需要等により料率を変動
- ・料金施策の方向性: 様々な政策課題に対応するため、きめ細やかな料金とすることが妥当
効果を精査した上で導入し、PDCA サイクルで評価、継続・見直しを検討

とされているところですが、この提言についてどのようにお考えになりますか。

http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/hw_arikata/chu_matome2/matome.pdf

- ・“利用者にとってわかりやすい”という観点では、全国共通の料金体系が基本と考える。
- ・地域の交通事情によっては、区間単位の料率設定も考慮すべきと考える。
- ・滋賀県では、名神・新名神に並行する直轄国道(国道1号・8号)の整備が遅れていることから、影響する区間の料金を安く設定し高速道路へ誘導することは、国土幹線道路全体の交通流動を最適化する有効な方策と考えられる。

問1 - 2] これまで、高速道路の料金割引として、民営化時に導入した割引や、利便増進事業による割引等が導入されてきましたが、その内容についてどのようにお考えになりますか。

【別紙1, 2, 3, 4】【資料6】

- ・これまでの民営化や利便増進事業の料金割引により、滋賀県では高速道路の交通量が増加しており、産業の活性化や観光振興に一定の効果があったものとする。
- ・更なる高速道路への転換を図るには、追加ICやアクセス道路の整備による高速を利用しやすくする環境整備も必要とする。

問1 - 3 利便増進事業による割引の期限は平成25年度末となっています。平成26年度以降の料金割引について、一般道路の渋滞解消、地域活性化、物流コストの低減など、重視する点をどのようにお考えになりますか。

また、厳しい財政状況の下、債務の確実な返済や国民負担の最小化など、民営化の考え方も踏まえつつ、割引をどのようにすべきとお考えになりますか。

なお、割引の拡大や、利便増進事業による割引の継続のためには、様々な工夫を行った上で、償還計画の見直しや税金の投入など、何らかの財源確保策が必要となる可能性があります。その場合、どのようにすべきとお考えになりますか。

- ・割引で重視する点は、一般道路の渋滞解消・事故減少、地域活性化、物流コスト低減、観光振興などと考える。
- ・今後の割引については、債務の確実な返済や国民負担の最小化を基本とし、オープンな議論による決定プロセスの透明化が必要であると考えます。
- ・割引継続の場合の財源確保策は、割引の必要性の議論の中でセットで行われるべきものと考えます。

問1 - 4 この他に高速道路の料金施策に関するご意見がございましたら、お聞かせ下さい。

- ・料金施策は、地域経済や周辺道路への影響が大きいことから、事前に地方公共団体の意見を聞いていただきたい。

2. 今後の維持更新のあり方

高速道路をはじめとした国土幹線道路については、今後、構造物の老朽化が進むなか、大規模更新の需要が高まることが見込まれますが、維持更新については、適切な維持管理を行いながら、ライフサイクルコストの縮減に努めているところです。そこで、今後の維持更新のあり方について、質問します。

【別紙5】【資料3 p32～42】

問2 - 1 今後の高速道路の維持更新のあり方については、「中間とりまとめ」において、

(基本となる考え方)

・債務の確実な償還と将来の更新等への対応

(具体的な方向性)

・更新費用等と償還の扱い : 更新費用等への対応は、厳しい財政状況も踏まえつつ、償還期間延長、償還対象経費の見直し、償還後の継続的な利用者負担を含め、幅広く検討

とされているところです。

無料の直轄国道を含む国土幹線道路の大規模更新需要に対応するために必要な費用について、世代間の負担のバランスおよびその財源をどのようにお考えになりますか。

(無料の国土幹線道路においては、現在の維持更新は税金により実施しています。有料の国土幹線道路においては、現在の維持更新は料金収入により実施し、大規模更新に必要な費用は、現在の償還計画に含まれていません。)

・無料の国土幹線道路については、世代間の負担のバランスに配慮されるべきものとする。
・有料の国土幹線道路については、大規模更新を含む維持更新にかかる費用を、料金に含め、利用者からの負担で賄うことを考えていくべきである。

問2 - 2 この他に維持更新に関するご意見がございましたら、お聞かせ下さい。

・滋賀県では、平成25年に償還期限を向かえる近江大橋有料道路について、平成24年3月～11月に維持更新のあり方を考える第三者による検討会を開催し、以下の提言をいただいたところである。

「今後の有料道路について、料金徴収の目的を、施設の維持管理にかかる費用や更新費用はもとより、交通流動を管理するための手段として幅広く捉え、地域の実情も踏まえて、道路利用者から負担を求める新たな仕組みが必要」

・地方有料道路について、この提言の趣旨が反映されるよう、道路整備特別措置法の改正等について検討をお願いしたい。

3. 今後のネットワークのあり方

高速道路のネットワークのあり方については、「中間とりまとめ」において、

明確なプライオリティに基づく戦略的整備 ～最優先で取り組む2本柱～

- 1) 「日本経済を牽引する拠点地域」として大都市・ブロック中心都市におけるネットワークの緊急強化
環状道路など抜本的対策の加速
ボトルネック箇所への集中的対策
運用改善等の工夫
- 2) 「繋げてこそそのネットワーク」を改めて認識し脆弱な地域の耐災性を高め、国土を保全するネットワーク機能の早期確保
走行性の高い国道の活用や完成2車線の採用
簡易ICの増設
防災機能の付加

とされているところです。

【別紙6, 7 - 1, 7 - 2, 7 - 3】【資料3 p3～8】

問 3 今後の国土幹線道路のネットワークのあり方について、どのようにお考えになりますか。

- ・国道を含む国土幹線道路は、経済活動を支える物流軸、また災害時等の輸送道路として必要不可欠なものであり、早期に整備することが重要である。
- ・滋賀県においては、国土開発幹線自動車道である新名神高速道路の早期全線整備に加え、特に、整備率が全国平均61.9%に比べ41.6%と遅れている直轄国道の整備が急務である。
- ・また、追加ICの整備は、地域の活性化・課題解消に寄与するだけでなく、災害時の輸送ネットワークの強化も期待できることから、スマートIC整備制度の継続をお願いしたい。

4. 今後の整備・ネットワーク管理の手続きのあり方

高速自動車国道や一般国道など、道路の種別により、都道府県や第三者機関への意見聴取など、整備に至る手続きは異なっています。

高速道路の整備プロセスの扱いについては、「中間とりまとめ」において、

整備プロセスの透明化

- ・道路種別に関わらず、主要な幹線道路について、整備プロセスをできる限り充実
- ・高速道路だけでなく、並行する国道などを対象に、例えば、整備計画の制度やその決定の際に意見を聞く第三者機関など、整備プロセスを整理するとともに、その位置付けを明確にし、国民に分かりやすい形で伝達することが重要

とされているところです。

【別紙8】

問 4 整備の手続きの現状と今後のあり方について、どのようにお考えになりますか。

- ・平成24年12月に制定された直轄事業等における計画段階評価制度において、関係都道府県等および第三者委員会の意見を聴き、事業の対応方針を決定するとされたことは、大変有意義である。
- ・今後においても、地域の声が反映できる整備プロセスとし、国民に十分に説明されたい。